

徳島県アンサンブルコンテスト実施規定

(総 則)

第1条 このコンテストは、徳島県内における吹奏楽の普及・向上を計ることを目的とするが、合わせて全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会の徳島県予選も兼ねるものとする。

第2条 徳島県アンサンブルコンテストは、この連盟に加盟している団体内で結成されたチームが参加して、毎年12月下旬、もしくは1月上旬に実施する。

第3条 実施会場・日時は、その年ごとに理事会でこれを定める。

第4条 理事会は、毎年4月末日までに、全日本アンサンブルコンテスト実施規定、全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会実施規定、徳島県アンサンブルコンテスト実施規定に基づいて、実施会場・開催日時などの必要事項を決定する。

(実施部門および人員)

第5条 実施部門を次のとおりにし、参加グループは所属する部門に参加するものとする。

- (1) 小学校部門 (2) 中学校部門 (3) 高等学校部門
(4) 大学部門 (5) 職場・一般部門

第6条 各グループの編成は3名以上8名までとする。

(資格)

第7条 各部門の参加資格は、次のとおりとする。

- (1) 小学校部門
構成メンバーは、同一小学校に在籍している児童とする。(同一経営の学園内幼稚園園児の参加は認める)
- (2) 中学校部門
構成メンバーは、同一中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める)
- (3) 高等学校部門
構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める)
- (4) 大学の部
構成メンバーは、同一大学に在籍している学生とする。
- (5) 職場・一般の部
団体構成メンバーは自由とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

第8条 同一奏者が2つ以上のチームに出場することは認めない。

第9条 参加チームの資格に疑義がある時は、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

(演奏・審査)

第10条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。但し、コントラバスのみによる編成は認めない。

- 2 同一パートを2名以上の奏者で演奏することは認めない。
3 独立した指揮者は認めない。
4 参加チームは全パートが記載されたスコアを提出する。

第11条 出場チームは任意の1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も1曲とみなす。

- 2 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けねばならない。この許諾を受けずにコンテストに出場することは認めない。

第12条 演奏時間は5分以内とし、これを超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第13条 出演順序は第二事業部会が決定する。ただし部門順序はその年度の理事会において決定する。

第14条 このコンテストの審査員は事務局長・第二事業部長より候補者(県外の専門家)を選出し、理事会で決定、これを理事長が委嘱する。

- 2 審査員の数は原則として5名とする。
3 審査方法は、理事会の定める徳島県アンサンブルコンテスト審査内規による。

第15条 表彰は各部門ごとに一定の技術力・表現力を満たしているチームには金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。ただし、賞を与えない場合もある。

(全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会への選出)

第16条 全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会への徳島県代表出場団体数は、次のとおりとする。ただし、参加団体の少ない部門については、理事会で検討する。

- (1) 中学校部門・高等学校部門 …………… 9団体 (2) 大学部門 …………… 1団体
(3) 職場・一般部門 …………… 2団体

第17条 全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会への徳島県選出は次のとおりとする。

- (1) 理事長は演奏審査の結果、中学校部門、高等学校部門、大学部門、職場・一般部門について、金賞の上位団体より代表権を与える。
(2) 中学校部門、高等学校部門、大学部門、職場・一般部門における代表数は、全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会規定による。

第18条 このコンテスト実施にあたっては理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(参加分担金)

第19条 各部門の出場チームは、参加分担金8,000円を負担することとする。

(その他)

第20条 本体会の役員は原則として次のとおりとする。

大会長……………理事長
副大会長……………朝日新聞社
運営委員長……………事務局長
実行委員長……………第二事業部長
実行委員……………第二事業部運営委員，出演団体代表者

第21条 徳島県アンサンブルコンテスト役員は、その年度毎に第二事業部会で決定し、理事長が委嘱する。

第22条 実行委員長は、大会長および運営委員長と連携を密にして実行委員会を運営する。

第23条 このコンテストの運営経費は、次によってまかなわれる。

- (1) 参加分担金 …… 参加チームより
- (2) その他 …… 広告料，撮影，録画，録音権料など

第24条 会場内で演奏および審査の妨げになる行為，ならびに著作権法上問題になる行為（写真撮影，録音・録画）はこれを禁止する。ただし，本連盟の許可を得たものはこの限りでない。

第25条 このコンテストに出場しようとする団体は，この連盟の定められた所定の申込書によって実行委員会の定めた締切日を厳守して申し込まなければならない。

第26条 その他徳島県アンサンブルコンテスト開催上の細目については実行委員会において定める。

第27条 この規定は全日本アンサンブルコンテスト規定，全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会規定の改定・本連盟の理事会の議決により改定することができる。

平成15年4月20日 改定
平成16年4月18日 大会名を改定
平成19年4月22日 一部改定
平成23年8月26日 一部改定
平成25年4月29日 第29条削除
平成26年4月19日 第7条削除
平成27年4月18日 第14条，第19条改定
平成30年4月21日 第8条改定